

滋賀県消防学校給食業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

滋賀県消防学校給食業務委託

2 業務の内容

別添「滋賀県消防学校給食業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

4 予定価格

18,480千円（消費税および地方消費税を含む。） ※令和8・9年度分の総額

内訳 令和8年度 9,240千円（消費税および地方消費税を含む。）

令和9年度 9,240千円（消費税および地方消費税を含む。）

※令和8年度予算の議会議決がないときは、契約締結を行わない場合がある。

5 参加者

公募によることとする。

6 参加資格

参加資格は、次の各項目を満たす者とする。

(1)地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2)滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務、中分類：給食、小分類：学校・寮給食

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

7 説明会の開催

このプロポーザルにおける説明会は開催しない。

8 質問受付および回答

(1) 質問受付

令和8年3月10日（火）12時まで受付

(2) 提出方法

質問がある場合は、別添「質問書」により、メールまたはFAXで15に記載の担当まで提出すること。（メール、FAX送信後電話で確認すること。）

(3) 回答方法

期限までに受け付けた質問をまとめ、その回答を令和8年3月11日（水）15時を目途に滋賀県消

防学校ホームページに掲載する。

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/syobo/>

9 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期日

令和8年3月16日(月) 13時必着(時間厳守、郵送等の遅れは考慮しない。)

※本期日までに上記6(4)の競争入札参加資格者名簿に登録されなかった者は、企画提案書等を提出することはできない。

(2) 提出書類

各様式には「事業所の所在地、事業所名、代表者の職・氏名」を記載し、様式1には会社印および代表者印の両方を押印すること。用紙サイズは、原則としてA4とする。

① 企画提案書等提出書(様式1)

② 企画提案書(様式2)

- ・1から7の各項目について記載すること。
- ・見積価格は支出予定額を超えない範囲内とすること。(見積書については、契約予定者を決定した後、当該相手方より提出を受けることとする。)
- ・複数枚になるときは、ページ数を記入すること。
- ・必要に応じて図表や写真を掲載してもよい。

③ 会社等概要書(様式3)

- ・必要に応じて、会社のパンフレット等を添付してもよい。

④ 献立表(様式4)

- ・初任教育訓練生(注)に食事を提供することを想定し、4月6日から4月17日までの2週間分の献立例を作成すること。(ただし、土日を除く、月曜日の昼食から金曜日の昼食までの献立とする。)

(注) 初任教育訓練生とは、その年度の4月に新規採用された18歳から25歳位までの新人消防士である。

⑤ 給食写真(様式5)

- ・初任教育訓練生に提供することを想定して調理した一人分の朝食、昼食、夕食を一日分、カラーで撮影し、献立内容をメニュー欄に明記すること。

⑥ その他添付書類(該当する場合のみ提出)

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し

ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証

イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 提出部数

上記(2)の提出書類（ただし、⑥は該当する場合のみ）を各 5 部（正本 1 部、コピー 4 部）提出すること。

(4) 提出先

〒521-1213 滋賀県東近江市神郷町 3 1 4 滋賀県消防学校

(5) 提出方法

- ・(4)へ持参または郵送（簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。）により提出すること。ただし、郵送による場合は、送付時に学校までその旨連絡すること。
- ・直接持参の場合は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

提出された書類およびプレゼンテーションに基づき、当校に設置された審査委員会（委員 3 名）により審査を行い、予定価格の制限の範囲内において、評価の総合点の最も高い者を当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点の 6 割に満たないときは、契約予定者とししない。

(2) 評価項目、評価内容および配点

別紙のとおり。

11 プレゼンテーションの開催

(1) 開催日時・場所

令和 8 年 3 月 18 日（水） 滋賀県消防学校 1 階 会議室

参加者に対し、開始時間等詳細について別途連絡する。

(2) 実施時間

参加者ごとに 30 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）

(3) プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うものとし、追加資料や映像機器等は使用できない。

12 結果通知

審査結果については、すべてのプレゼンテーション参加者に書面で通知する。

13 契約予定者選定後

審査後に提案についての具体的な内容や経費等を精査し、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて変更等を行う場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

14 その他

(1) プロポーザルの参加にかかる経費は、参加者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となるので注意すること。

- ①企画提案書等必要書類の提出が期限に遅れた場合
- ②提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ③審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合
- ④契約予定者が契約締結までの間に上記 6 の参加資格を有しなくなった場合
- ⑤次のいずれかに該当した場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(3) このプロポーザルは、「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年滋賀県条例第 55 号）」に基づく長期継続契約に係るものです。契約期間は 2 年間としますが、議会の承認による債務負担行為を設定していませんので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合があります。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

(4) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

(5) 企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。

(6) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

15 問い合わせおよび企画提案書等の提出先

滋賀県消防学校（担当：茶野）

〒521-1213 滋賀県東近江市神郷町 314 番地

TEL：0748-42-1000 FAX：0748-42-1001

E-mail：as30@pref.shiga.lg.jp

別表 1

評価項目および配点（審査委員1名あたりの評価点）

評価項目		評価内容	配点
1	見積価格	・業務内容に見合った適切な金額か。 予定価格の 80%未満・・・評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満・・・評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満・・・評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満・・・評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上・・・評価点の満点の 10%の点	10
2	営業方針	・当校の給食業務の目的にあう営業方針であるか。	10
3	業務体制	・業務を遂行する上で、適切な管理およびサポート体制が整っているか。	10
4	社員教育などの人材育成	・社員に対し、業務に必要な知識や技能の取得のための研修や講習会が定期的に実施されているか。 ・その内容は、当校の給食業務を行う上で適切なものか。	10
5	食材の調達	・食材を安定して調達できるような仕組みが構築されているか。 ・食材調達時の安全衛生管理が適切になされているか。（食材の品質管理、納品までの温度管理など）	10
6	衛生管理	・衛生管理を所管する部署が社内に設置されているか。 ・日常的に感染症予防の取り組みがなされているか。 (マニュアルの整備、従業員への衛生教育の徹底など) ・食中毒発生など緊急時のバックアップ体制が整っているか。(セントラルキッチン の整備、同業他社との緊急時の連携など) ・食中毒への対応として施設賠償責任保険に加入しているか。	15
7	類似業務の実績	・当校の給食業務と類似した業務の実績があるか。	5
8	2週間の献立内容	・当校の初任教育訓練生の給食として適切な献立内容であるか。（栄養バランス、品数が適切か、訓練生の年代に合っているかなど） ・同じ献立の繰り返しになっていないか。和、洋、中華など飽きがこない献立になっているか。 ・食材に偏りがいないか。 ・旬のものを使うなどの工夫がなされているか。	15
9	給食写真	・色どり、盛り付けは適切か。	5
10	県内事業者の優先	・滋賀県内に本店を有する事業者であるか。	5
11	社会政策推進面(1)	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
12	社会政策推進面(2)	・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
13	社会政策推進面(3)	・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
14	社会政策推進面(4)	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
15	社会政策推進面(5)	・「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステムスタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計			100